

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	行 図表タイトル・ 番号等			
1	募集要項	1	27	3. 整備及び運営方針 コンセプト	アンテナショップ誘致も「香川と東京を双方向につなぐ情報発信・収集拠点」として選択肢に含まれますでしょうか。	基本的には選択肢に含まれるものと考えますが、本事業における施設用途の提案に当たっては、ご指摘の「香川と東京を双方向につなぐ情報発信・収集拠点」を含む本事業のコンセプトを踏襲して設定された「4つの機能」を実現することが求められます。 したがって、提案において「4つの機能」のいずれに資するかを明確にし、その実現に向けた具体的な方策をご提示ください。 また県では、愛媛県と共同で都内アンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」を運営しているため、権利床において「アンテナショップの誘致」を提案する場合は、旬彩館との違い等を明確にした上で、提案してください。
2	募集要項	1	27	3. 整備及び運営方針 コンセプト	アンテナショップ誘致も「香川と東京を双方向につなぐ情報発信・収集拠点」として選択肢に含まれる場合は既存のアンテナショップの運営会社をご紹介いただくこと可能ですでしょうか。	香川県のアンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」の運営会社は次の公表資料のとおりです。 香川県ホームページ（旬彩館 令和6年度の運営実績等） (https://www.pref.kagawa.lg.jp/kensanpin/antenna-shop/syunsaikar6.html) 運営会社と連絡を取りたい場合は、香川県東京事務所 山田までご連絡ください。（電話番号03-5212-9100）
3	募集要項	1	3	整備及び運営方針	県民・県出身者・県関係者が集う交流拠点とありますが、県民や県関係者の団体利用などの想定はございますでしょうか？また、その場合、どれくらいの人数を想定されますでしょうか？	交流の拠点として、どのような機能を持たせるかについては、自由に提案していただくこととしており、県民・県出身者・県関係者が気軽に利用できる施設となることを期待しています。 県としても、提案いただいた内容や利用形態に応じて、県民等に利用していただけるよう、積極的にPRしていく予定です。 なお、参考までに、現在、都内においては、省庁県人会（10～50名程度の会食）や県出身音楽家によるコンサート（収容観客：数十名程度）などを定期的に開催しています。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
4	募集要項	2	2	3. 整備及び運営方針	【4つの機能】	県として4つの機能における優先順位など、特に実現したい機能がございましたら、その背景と共に教えていただきたいです。	県としては、「4つの機能」のいずれも重要と考えており、機能ごとの優先順位は設けていません。
5	募集要項	2	4	3. 整備及び運営方針	【別途条件】	香川の「食」を体感できる常設の飲食店についての具体的なイメージがあれば教えていただきたいです。香川食材を使ったメニューが一部提供できれば良いのか、すべてのメニューが香川に関連するものである必要があるのか。	別途条件に定める飲食店の実現に当たっては、募集要項「第1章3. 整備及び運営方針」（2頁）に記載のとおり、香川県産食材や郷土料理、工芸品等の活用を通じて、複数名が座って飲食や交流を楽しめる空間を提供することを条件としており、それ以外については、香川県産食材や香川県に関連するメニューの提供割合等の具体的な内容も含め特段の条件は設けていません。香川の「食」の体感方法については、事業者の創意工夫による提案を期待しています。
6	募集要項	2	6		【4つの機能】	4つの機能を提案するにあたり施設構成の面積割合はあるのでしょうか。	「4つの機能」のご提案に当たり、施設構成の面積割合について特段の制約は設けていません。
7	募集要項	2	6		【4つの機能】	4つの機能を提案するにあたり施設構成の最低確保しなければならない面積はあるのでしょうか。	「4つの機能」のご提案に当たり、香川の「食」を体感できる常設の飲食店の設置以外の施設構成の条件や最低限確保しなければならない面積の制約は設けていません。
8	募集要項	2	6		【別途条件】	香川の「食」を体感できる常設の飲食店の設置以外にも提案してもよろしいのでしょうか。例えば催事的な飲食店等を想定	香川の「食」を体感できる常設の飲食店の設置以外にも、常設・非常設を問わず、飲食店に関するご提案は可能です。ただし、厨房設備等の配置にあたっては、守秘義務対象資料として開示している電源設備、排気ダクト等の設備図面を確認の上、検討してください。
9	募集要項	2	9	3. 整備及び運営方針	4つの機能	予定地は近隣にマンション・戸建て住宅も多い立地ですが、旧東京讃岐会館はこれまでも地域住民との交流を図られておりましたでしょうか。	県から貸付を受けた運営事業者において、町内会活動への参加や地域の神社のお祭りでの讃岐うどんの提供など、積極的に地域の活動に参加し、近隣住民との交流を図っておりました。また、レストランのご利用や、法事会場、近隣大使館のパーティ会場としてなど、幅広い機会を通じてご利用いただいております。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
10	募集要項	2	9	3. 整備及び運営方針	4つの機能	旧東京讃岐会館がこれまでも地域住民との交流を図られてきた場合は具体事例をご教示いただきたいです。	県から貸付を受けた運営事業者において、町内会活動への参加や地域の神社のお祭りでの讃岐うどんの提供など、積極的に地域の活動に参加し、近隣住民との交流を図ってまいりました。 また、レストランのご利用や、法事会場、近隣大使館のパーティ会場としてなど、幅広い機会を通じてご利用いただいております。
11	募集要項	2	13	4. 事業用地等の概要	-	C棟、B棟の全体白図、設備図を頂戴したいです。	権利床（C棟1、2階）の図面、設備図は、守秘義務対象資料として「【様式3-1】守秘義務対象資料配付申込書」及び【様式3-2】守秘義務の順守に関する誓約書」をご提出いただいた事業者に対し、別途県より開示しています。 県の権利床と無関係の設備図等の開示は予定していません。
12	募集要項	2	13	4. 事業用地等の概要	-	C棟について、荷捌きの詳細（車両等の制限、C棟内への搬入動線や搬入可能サイズの想定、時間帯の制限や費用等）を確認させてください。	C棟1階の施設用ごみ兼荷捌きスペースは、車両1台分（3m×8m程度）、高さH3.4m程度、重量4tまでとなります。 当該スペースの使用に関する留意事項及び搬入導線については、今後、守秘義務対象資料として開示を予定している、施設使用細則及び搬入導線図面をご確認ください。 なお、当該スペースの使用に係る運営事業者の費用負担は想定していません。
13	募集要項	2	13	4. 事業用地等の概要	-	現時点での再開発地域内のマンションの詳細をご教示いただきたいです。 例）販売状況、価格帯、想定入居者層（ファミリー、単身）など	住戸については、A棟が約700戸、B棟が約550戸、C棟が約140戸であり、ファミリー向けがメインとなります。 参加組合員床の分譲については、現時点では未定です。
14	募集要項	2	13	4. 事業用地等の概要	-	現時点での再開発地域内のオフィスの詳細をご教示いただきたいです。 例）入居状況、企業名、会社規模、出社人数想定など	オフィス棟の1階はスーパーマーケットとなる予定です。 また、2～8階は総面積約6,200㎡であり、地権者の自己利用が想定される床とテナント入居が想定される床がありますが、現時点で詳細は未定です。
15	募集要項	2		敷地配置図	事業用地等の概要	事業運営にあたり、サインの掲出が重要だと考えておりますが、設置可能場所をご教授いただきたい。	看板等の設置に関する詳細は、管理規約及び施設看板等設置細則により定めることが予定されており、現時点では未定ですが、詳細が決まりましたら、今後、守秘義務対象資料として開示を予定しています。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
16	募集要項	4	22		⑧関連資料集	関連資料集とありますがどこを見れば入手できるでしょうか。	関連資料集は守秘義務対象資料として、「【様式3-1】守秘義務対象資料配付申込書」及び「【様式3-2】守秘義務の順守に関する誓約書」をご提出いただいた事業者に対し、別途県より開示しています。
17	募集要項	4	23		⑨参考資料集	参考資料集とありますがどこを見れば入手できるでしょうか。	参考資料集は、「【様式3-1】守秘義務対象資料配付申込書」ないし「【様式4】参加表明書」をご提出いただいた事業者に対し、別途県より開示しています。
18	募集要項	4	30	7. 事業期間		賃料発生日は定期建物賃貸借契約締結日と記載されておりますが、内装工事の期間中はどのような扱いになるのでしょうか。	募集要項「第3章6.(2)②内装工事」(22頁)に記載のとおり、内装工事については、権利床が県に引き渡されるまでの期間に実施していただくことを予定しています。なお、定期建物賃貸借契約の締結は、権利床が県に引き渡された後を予定しているため、内装工事期間中は貸付料は発生しません。内装の所有権及び管理義務は、最優秀提案者に帰属するものとなります。
19	募集要項	5	16		9. 本業務の範囲	県側が求める運営事業者が提案するKPI・KPI達成計画の形式等ありましたらご教示頂きたい。民間企業各社で表現が異なります。	重要業績評価指標(KPI)及びKPI達成計画の提案に関して県が求める事項は、募集要項「第2章2.(5)重要業績評価指標(KPI)の提案」(14頁)に記載のとおりです。なお、様式については特段の指定は設けていません。
20	募集要項	7	12		本事業の実施に当たり配慮すべき事項	管理規約、各種規定、各種細則の開示をお願い致します。	守秘義務対象資料として今後開示を予定しています。「【様式3-1】守秘義務対象資料配付申込書」及び【様式3-2】守秘義務の順守に関する誓約書」をご提出いただいた事業者に対し、別途、ご案内します。
21	募集要項	7	12	12-②	施設の管理規約及び使用細則等の遵守	管理規約、各種規定、各種細則はどのような形でいつ頃、開示されますでしょうか？	守秘義務対象資料として今後開示を予定しています。「【様式3-1】守秘義務対象資料配付申込書」及び【様式3-2】守秘義務の順守に関する誓約書」をご提出いただいた事業者に対し、別途、ご案内します。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
22	募集要項	8	11		計画及び報告	施設維持管理について、住居部分との商業部分で、設備点検や法定点検等、重複する部分があると想定していますが、その場合は費用算出の考え方をご教授頂きたい。	B棟、C棟における住宅部分と非住宅部分（店舗・保育所）の重複する部分は「全体共用」となっており、管理主体は南街区管理組合です。 なお、消防設備点検は、専有部分を含めて管理組合において実施し、専有部分の防火設備定期検査、防火対象物点検及び衛生関連設備点検は、運営事業者において実施していただくことを想定しています。 また、全体共用部分における専有設備の維持管理についても、運営事業者において実施していただきます。詳細は守秘義務対象資料として開示している、「2-5【関連資料】県と運営事業者の役割分担の考え方（開示日_250619）」をご確認ください。
23	募集要項	9	1		②計画書の内容	施設利用料金に関する質問です 施設利用料金の設定権限（上限額の有無）などあるでしょうか	施設利用料金の設定に関して、上限額の有無を含め、特段の制約は設けていません。
24	募集要項	9	1		②計画書の内容	自主事業として認められる範囲の自主事業実施にあたっての制限事項（営業時間、音量、禁止事項等）があればご教示ください。	「自主事業実施にあたっての制約事項」が、必須事業及び収益事業を含む施設運営に当たっての制限事項を指している場合には、ご質問に記載のある営業時間や音量を含め、今後守秘義務対象資料として開示を予定している、管理規約及び使用細則を含む、各種規定・細則をご確認ください。
25	募集要項	12	14	3	内装等の設計及び工事等	運営事業者は、提案内容に基づき、原則として、「第3章6.（2）最優秀提案者による内装等の設計及び工事」に示す期間中に本事業に必要な内装等の設計及び工事を行うものとする。とありますが、事業者側と設計施工で協議が長引き開業が遅れるなどの事象が発生した場合、ペナルティなどはございますでしょうか。	運営開始時期については、再開事業全体の進捗状況が流動的であることから、提案時点では予定として提案いただくものであり、建築工事の進捗状況に応じて県及び再開発組合等の関係者と協議の上、決定するものとします。 開業の遅延等に関するペナルティは想定していませんが、運営事業者と設計施工業者との協議が長引くこと等により、県への権利床の引渡し以後に内装工事を行う必要が生じた場合は、内装工事を行うにあたり、その時点で県と定期建物賃貸借契約を締結することとなり、原則として、貸付料の支払いが生じます。 したがって、県への権利床の引渡しまでに内装工事を完了していただくことを想定しています。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
26	募集要項	13	5		貸付床の貸付条件	貸付床の前に整備予定の公園での一部販促等の検討が可能かご教示いただきたい。	C棟前に整備予定の新設公園について、現時点では、港区が指定管理者に運営を委託する予定ですが、整備・運営の詳細は未定です。 当該公園の活用に関する提案を制限するものではありませんが、販促等の実施に当たっては、今後、港区及び当該公園の指定管理者等関係者との調整が必要となる可能性があります。加えて、再開発組合による「港区エリアマネジメントガイドライン」の制度活用等に関する検討や、町会等関係者との協議も予定されており、現時点で販促等の実施を確約することはできません。 なお、当該公園の利用に関し、追加情報が生じた場合には、必要に応じて追加資料を開示する想定です。
27	募集要項	13	25		権利床の用途及びレイアウト	レイアウト案の検討に際し、貸付床の図面（設備立ち上がり位置確認資料含む）を開示いただけませんか。	権利床の図面は、守秘義務対象資料として、「【様式3-1】守秘義務対象資料配付申込書」及び【様式3-2】守秘義務の順守に関する誓約書」をご提出いただいた事業者に対し、別途県より開示しています。
28	募集要項	13	25		権利床の用途及びレイアウト	権利床区画中央部のエレベーターは、1・2階のみの運行範囲でしょうか。	ご認識のとおり、1・2階のみの運行となります。
29	募集要項	13	26		(4) 用途及びレイアウト	「4つの機能」「別途条件」を実現するための施設運営を行う限りは、自由に用途を決定する事ができる。とありますが、物販、飲食は必ず入れる事と読めますが、他の施設で必ず作らなければならない施設があれば教えてください。	用途及びレイアウトの決定に関して、飲食店の設置は「別途条件」として求めています。が、「4つの機能」の実現に当たり、物販店舗の設置を必須とはしていません。また、必ず設けなければならないその他施設条件についても、「別途条件」以外には、特段設けていません。
30	募集要項	14	29		(6) 施設名称	施設の名称決定プロセス（事業者提案）および施設ロゴ・ブランドイメージの権利関係（知的財産権の帰属先）についてご教示ください。	施設名称については、募集要項に記載のとおり、事業開始の3か月前までに事業者が提案をし、県の承認を得て決定するものとしていますが、提案までの具体的な検討プロセスについては特段の条件は設けていません。また、施設ロゴ・ブランドイメージを含む商標登録に関する取扱いについては、定期建物賃貸借契約書（案）第27条をご確認ください。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
31	募集要項	16	13		(3) 資格要件	過去10年間に公共施設の運営管理事業実績の実績数、施設面積規模は問われるのでしょうか。	過去10年間の公共施設の運営管理事業実績について、実績数及び面積規模は問いません。
32	募集要項	20	7		【様式3-3】第二次被開示者への資料開示通知書	守秘義務開示資料の2次開示について、協力を募るヒアリングやテナントリーシング等、全て2次開示承諾書に記載が必要でしょうか。	ご認識のとおり、守秘義務対象資料の開示に当たっては、協力を募るヒアリングやテナントリーシング等における対象事業者を含め、情報開示対象者全てを「第二次被開示者」として資料開示通知書（様式3-3）に記載していただく必要があります。 なお、資料開示通知書については、申込締切日である令和7年12月17日（水）17時までの間、状況に応じて随時提出いただくことが可能です。
33	募集要項	22	29		6. 最優秀提案者選定後の手続き (2) 最優秀提案者による内装等の設計及び工事	定期建物賃貸借契約書で、賃料以外に必要な費用をお教え下さい。例えば、工事期間中の水光費、建築協力金、内装監理費、開業後の販促費や駐車場負担金等はいくらでしょうか。	賃料以外に必要な費用としては、内装工事期間中の現場共益費や内装監理費が想定されますが、具体的な金額は、現時点では未定です。その他、内装工事期間中の火災・労災・損害保険や産業廃棄物の処理費用等も必要経費として想定されます。 また、開業後の販促費について想定している金額はありません。 施設用駐車場（2台）については、保育所と共用の予定であり、最優秀提案者及び保育所関係者等と協議の上、具体的な運用及び費用負担を決定することを想定しています。なお、1台当たりの使用料は月額80,000円程度を想定しています。
34	募集要項	22	30		6. 最優秀提案者選定後の手続き (2) 最優秀提案者による内装等の設計及び工事	内装工事完工後から定期建物賃貸借締結まで、運営事業者が権利床へ立入ることができないとは、引渡を受けていない状況ではありますが、搬入やクリーニング、運営準備等で立ち入る必要がでてくるとは思いますがいかがでしょうか。	什器・備品の搬入やクリーニング等の開業準備については、原則、県との定期建物賃貸借契約締結後に行っていただきます。 なお、内装工事完工後から県への引渡しまでの期間の取扱いについては、建築工事施工者を含む事業関係者間の合意事項であり、現時点では未定のため、権利床に立入る必要が生じた場合は、工事の進捗状況に併せて、再開発組合と調整の上、協議させていただきます。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
35	募集要項	23	4		6. 最優秀提案者選定後の手続き (2) 最優秀提案者による内装等の設計及び工事	協議が整わず定期建物賃貸借契約の締結に至らなかった場合、既に投資した内装設計及び工事費等の費用は、県は責任を負わないとの事ですが、393坪のB工事、設計料、内装・設備工事費用を考えると、393坪で5～6億円程度かかると思われるので、優先順位1位の運営事業者とすでに基本協定書を締結し、実施計画を行っている以上、このケースはどのような状況が考えられるのでしょうか。相互で努力することが基本であると考えます。	定期建物賃貸借契約の締結に至らなかった場合の処理については、基本協定書（案）第11条をご確認ください。契約締結に至らなかった場合にその締結不調が県の責めに帰すべき事由によるときには、民間事業者が既に費用負担した金額については、協議によって、県が一部または全部を負担することがあります。
36	募集要項	26	13		第4章(2)大規模修繕	この大規模修繕とは、具体的にはどの場所や箇所でしょうか。貸付区画に含まれる箇所は考えられませんかでしょうか。	大規模修繕については、管理組合において実施する外壁の修繕等を想定しており、内容によっては権利床の営業に影響を与える可能性があります。
37	基本協定書	2	19		第9条(事業実施に向けた準備)	貸付物件の調査や必要な準備等で立ち入る時期は、手続上いつからは入れますでしょうか。	現時点では未定のため、建築工事の進捗状況に併せて、再開発組合と調整の上、協議させていただきます。
38	基本協定書	4	14		第11条	契約不適合責任ですが、甲が当該工事請負契約の請負業者とありますが、組合発注業者ということですが、この業者、又はどの工種でしょうか。	ご質問の内容は定期建物賃貸借契約書（案）第11条における「請負業者」を指すものとして回答します。「請負業者」は、再開発組合と工事請負契約を締結した請負者（大成建設）を想定しています。
39	基本協定書	5	2		第14条	不可抗力の原因によりますが、貸付物件が物理的に損傷した時は、乙の設置した什器や備品、内装設備にも損傷の影響はでると考えます。協議事項ではないでしょうか。	ご指摘の条文は基本協定書（案）第12条を指すものとして回答します。不可抗力は双方に帰責性がないため、不可抗力に起因する損傷が発生したときは、その所有者がその損傷による損害及び増加費用を負担することを原則としています。このような趣旨から、第12条第1項で県が復旧する対象を県の所有する部分に限るため、民間事業者の所有する什器・備品及び工事した内装を除いております。民間事業者の所有物については、必要に応じて別途保険等を自らの費用負担で付保いただき、当該費用を踏まえて固定貸付料のご提案をいただきたいと思います。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
40	提案書類作成要領	2	14		参加表明書及び参加資格確認に係る提出資料	キャッシュフロー計算書は、当社単独の内容で問題ないでしょうか。	単独企業で応募される場合、ご認識のとおり貴社単独のキャッシュフロー計算書で問題ございません。 なお、コンソーシアムで応募する場合、参加表明書の提出に当たって、コンソーシアムを構成する全ての企業について、提案書類作成要領「第1章4. 参加表明書及び参加資格確認に係る提出資料 イ」（2頁）に示す添付書類の提出が必要であることに留意してください。
41	提案書類作成要領	2	23		参加表明書及び参加資格確認に係る提出資料	法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書は「その3の3」で間違いございませんでしょうか。	ご認識のとおり、「納税証明書その3の3」をご提出ください。
42	提案書類作成要領	3	10		参加表明書及び参加資格確認に係る提出資料	実績を証明する書類とは。会社概要等の記載なのか、もしくは該当案件に関する契約書の写し等が必要となりますでしょうか。	実績を証明する書類は、当該実績に係る契約書の写しとします。なお、契約の名義人が異なる場合（親会社・子会社等）には、親子会社関係等がわかる書類もあわせて提出してください。
43	提案書類作成要領	9	13	必須事業のKPI	【様式C-1】KPIの「質」	機能ごとに最低1つのKPIを設定することと記載されておりますが、県が確認したい具体的な指標はございますか？	重要業績評価指標(KPI)は、事業者が提案する用途が「4つの機能」の実現に有効であることを示すために、適切と考えられる指標を事業者において設定し、提案してください。県から特定の指標をあらかじめ指定することはありません。
44	提案書類作成要領	5-ア		様式11	参加辞退及び構成員の変更に係る提出資料	企画提案への参加を辞退する場合には、以下の書類を提出すること。とありますが、辞退届の提出期限がございましたか？	原則、提案書類提出期限（令和7年12月24日）までにご提出ください。
45	提案書類作成要領	5-イ		様式12	参加辞退及び構成員の変更に係る提出資料	応募企業又は代表企業及び構成員のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該事由の判明後、速やかに以下の書類を提出すること。とありますが、参加資格喪失通知書の提出期限がございましたか？	原則、提案書類提出期限（令和7年12月24日）までにご提出ください。 なお、構成員に変更や追加が生じた場合も、「【様式13】構成員変更届」並びに変更後の企業に係る「【様式5】参加資格確認申請書」及び添付書類を、提案書類提出期限までにご提出ください。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
46	1-2【関連資料】C棟CGイメージ図	-	-	-	-	商業部分のファサード（ガラス面）について、店舗の看板や告知等掲示することは可能でしょうか。	商業部分のファサードに店舗の看板や告知等を掲示することは可能ですが、現在、再開発組合において、建築の諸条件及び法的規制に則った店舗計画や、地区全体の調和を図る観点から、設計指針書及びデザインクライテリアの作成を検討中です。 詳細は、令和8年度中旬に開催予定の内装設計説明会までに取りまとめられる見込みですが、検討状況については、今後、守秘義務対象資料として開示を予定しています。
47	2-1【関連資料】工事区分・設備仕様表（差替日_250619）	-	-	-	-	B工事を対応する組合指定業者をご教示ください。	現時点では、A工事施行者である大成建設を想定していますが、設備区分ごとの発注も考えられるため、詳細は、具体的な施工内容に基づき、今後、再開発組合から示される予定の施工指針に従っていただく予定です。
48	2-3【関連資料】店舗区画の共用部分に関する計画図（開示日_250616）	-	-	-	-	「香川県専用使用想定（テラス・施設前面）」は、香川県から賃借する事業者が使用できるという意味合いでしょうか、または香川県が直接使用する想定でしょうか。	「香川県専用使用想定」範囲は、区分所有者（香川県）に設定される予定の専用使用権の範囲を示したものであり、各種法令及び管理規約等を遵守する限りにおいて、県から権利床を借り受けた事業者自由に活用していただくことを想定しています。 なお、当該使用範囲に関わらず、権利床において県が直接使用する範囲を定めることは想定していません。
49	2-3【関連資料】店舗区画の共用部分に関する計画図（開示日_250616）	-	-	-	-	「香川県専用使用想定（テラス・施設前面）」を香川県が使用する場合は想定用途をご教示いただきたいです。	「香川県専用使用想定」範囲は、区分所有者（香川県）に設定される予定の専用使用権の範囲を示したものであり、各種法令及び管理規約等を遵守する限りにおいて、県から権利床を借り受けた事業者自由に活用していただくことを想定しています。
50	2-3【関連資料】店舗区画の共用部分に関する計画図（開示日_250616）	-	-	-	-	「香川県専用使用想定（テラス・施設前面）」の維持管理（清掃）は誰が対応予定かご教示いただきたいです。	「香川県専用使用想定」範囲における清掃等の日常の維持管理については、本事業における施設維持管理の範囲に含まれ、事業者が対応することを想定しています。
51	2-4【関連資料】C棟店舗前専用使用権範囲（開示日_250616）	-	-	-	-	施設前面の専用使用可能範囲について、用途の制限などあればご教示いただきたいです。	施設前面の専用使用範囲の使用にあたっては、各種法令、管理規約及び細則を遵守していただきます。 管理規約等については、守秘義務対象資料として今後開示を予定しています。「【様式3-1】守秘義務対象資料配付申込書」及び「【様式3-2】守秘義務の順守に関する誓約書」をご提出いただいた事業者に対し、別途、ご案内します。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
52	2-4【関連資料】C棟店舗前専用使用権範囲（開示日_250616）	-	-	-	-	施設前面の専用使用可能範囲について、デッキ等の造作物を賃借人にて施工可能かご教示いただきたいです。	「C棟店舗前専用使用権範囲」は、原則、デッキ等の恒常的な造作物の設置は認められない想定です。可動式の簡易な什器等については、営業中のみ設置・使用可能とし、閉店時には原則として撤去の上、専有部分内に収納していただく運用を想定しています。
53	2-5【関連資料】県と運営事業者の役割分担の考え方（開示日_250619）	-	-	-	-	全体共用部分における専用設備のメンテナンスについて、管理組合の発注する業者にてご対応いただくこと可能でしょうか。（賃貸借部分に起因する業務を切り出してご請求いただくイメージです）	現時点でメンテナンス業者は未定であり、業務の内容にもよるため、適宜、管理組合と協議していただくこと想定しています。なお、管理組合が発注する業者による対応が可能な場合も、業者の紹介となるため、管理組合が行う業務の契約とは別に、個別に契約を締結の上、発注、請求、支払い等のやり取りをしていただく見込みです。
54	4-1【関連資料】街づくりのコンセプト・店舗配置計画（開示日_250616）	-	-	-	-	北街区A棟1・2Fの商業部分に入居予定のテナントをご教示いただきたいです。	現時点では未定です。
55	4-1【関連資料】街づくりのコンセプト・店舗配置計画（開示日_250616）	-	-	-	-	北街区A棟1・2Fの商業部分に入居予定のテナントが未定の場合、想定業種をご教示いただきたいです。	現時点では未定です。
56	-	-	-	-	-	公園は区の指定管理者にて運営されるとのことですが、そちらの選定はいつ頃行われる予定でしょうか。	C棟前に整備予定の新設公園は、現時点では、港区の指定管理者による運営を予定していますが、その選定の時期を含め公園の整備、運営に関する詳細は未定です。なお、現時点の予定では、令和9年から令和10年の中旬にかけて、公園の整備工事が行われる見込みです。
57	-	-	-	-	-	本敷地全体の管理組合の組織編成をご教示いただきたいです。	北街区（オフィス棟、A棟）と南街区（B棟、C棟）においてそれぞれ管理組合が設置される予定です。詳細は、守秘義務対象資料として開示予定の管理規約等をご確認ください。なお、南街区管理組合においては、B棟住戸の区分所有者による「B棟住宅部会」及びC棟住戸の区分所有者による「C棟住宅部会」がそれぞれ設置される予定です。南街区の住戸以外の施設は保育所と本県の権利床のみであり、部分共用もないため、施設部会は設置されない予定です。

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 募集要項等に関する質問と回答

No	資料名	該当箇所			項目名	質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号等			
58	-	-	-	-	-	C棟全体のBM業務仕様および業務区分詳細をご教示いただきたいです。 (C棟商業部分における防火防災・衛生関連等の対応について詳細確認したい意図です。)	南街区(B棟、C棟)の管理組合及び各部会における管理委託費の内容について、別途、守秘義務対象資料として開示を予定しています。 なお、消防設備点検は、専有部分を含め、管理組合において実施する予定です。 一方で、専有部分の防火設備定期検査、防火対象物点検及び衛生関連設備点検、全体共用部分における専有設備の維持管理は、運営事業者において実施していただくことを想定しています。 詳細は、守秘義務対象資料として開示している、「2-5【関連資料】県と運営事業者の役割分担の考え方(開示日_250619)」をご確認ください。
59	-	-	-	-	-	質疑締め切り以降に配布された守秘資料について、拝見した上で質疑が発生した場合、個別にご対応いただくことは可能でしょうか。	競争的対話時にご質問ください。 なお、競争的対話は、1回目を令和7年8月頃、2回目を同年10月～11月頃を実施する想定です。詳細は、参加表明書の提出者に対し、別途通知予定です。
60	-	-	-	-	-	7月9日の質疑回答を受けて新たな質疑が発生した場合は個別にご対応いただくこと可能ですでしょうか。	競争的対話時にご質問ください。 なお、競争的対話は、1回目を令和7年8月頃、2回目を同年10月～11月頃を実施する想定です。詳細は、参加表明書の提出者に対し、別途通知予定です。